

「六中放課後学習教室」参加のきまり

令和4年4月

- 1 参加申し込みの必要な教室を申し込む際は、必ず生徒と保護者は互いに参加の目的や日時等を確認しあって申し込むこととする。
- 2 申し込んだ後に何らかの理由で不参加になった場合は、コーディネーターにただちに連絡をすることとする。平日の放課後実施の教室に申し込み、当日欠席しなければならなくなった場合は、生徒が会場の受付に伝えることができる。
- 3 「六中放課後学習教室」の目的に反する行為を行った場合は、ただちに退室、帰宅をしていただきます。
- 4 会場以外の教室等への出入りはできません。
- 5 学校生活でのきまりに準じた、服装、持ち物、態度等で参加します。
- 6 終了後はただちに帰宅してください。なお、途中での寄り道、買い食い等はしないでください。
- 7 困ったことが起きた場合は、すぐに教室にいる大人に伝えましょう。
- 8 地震・災害等の非常事態になった場合は、学習支援員や安全管理員である大人の指示通りに避難等を行うこと。
- 9 開催時、登・下校の途中でのけがや事故については、コーディネーターに連絡をすること。保険の手続き上、必ず必要となります。

以上の「放課後学習教室参加のきまり」の他、学校生活のきまりに準じた行動をおねがいたします。

平成26年4月 作成

平成29年4月 改定

平成31年4月 改定

<連絡先>

放課後学習教室ジョイナス担当
地域教育コーディネーター 櫻井清子

☎ 090-5539-8841

✉ kodairahoukago-26@softbank.ne.jp

[アドレスQRコード](#)→

